

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

近年、少子・高齢化の急速な進展、核家族化、単身世帯の増加や近隣住民の関係が希薄化する中で、社会から孤立する人々が生じやすい環境となってきました。

また、あわせて、経済状況の変化などにより、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者をめぐる問題も深刻化しています。

国においては、2017（平成 29）年に社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』をめざしています。

地域福祉の推進により『地域共生社会』の実現をめざすためには、これまでの生活支援を必要とする方への行政からのサービス給付という形だけではなく、地域住民同士の支え合い・助け合いが必要不可欠となってきます。こうした中で、高齢者をはじめ、誰もが地域の中で安心して、生きがいをもって生活していくためには、生活基盤となる地域において、お互いに助け合う仕組みをつくっていくとともに、地域住民がボランティア等の市民福祉団体や民間事業者とともに、行政と協働して地域福祉を進めていくことが必要です。

また、地域福祉計画を策定する上での指針となる国が示す地域福祉計画策定ガイドラインには、「自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方」が明記されています。わが国の自殺者数はここ数年、2万人台で推移しており、本市においても毎年数人の尊いのちが失われています。自殺対策についても、総合的かつ効果的に推進していくことが必要です。

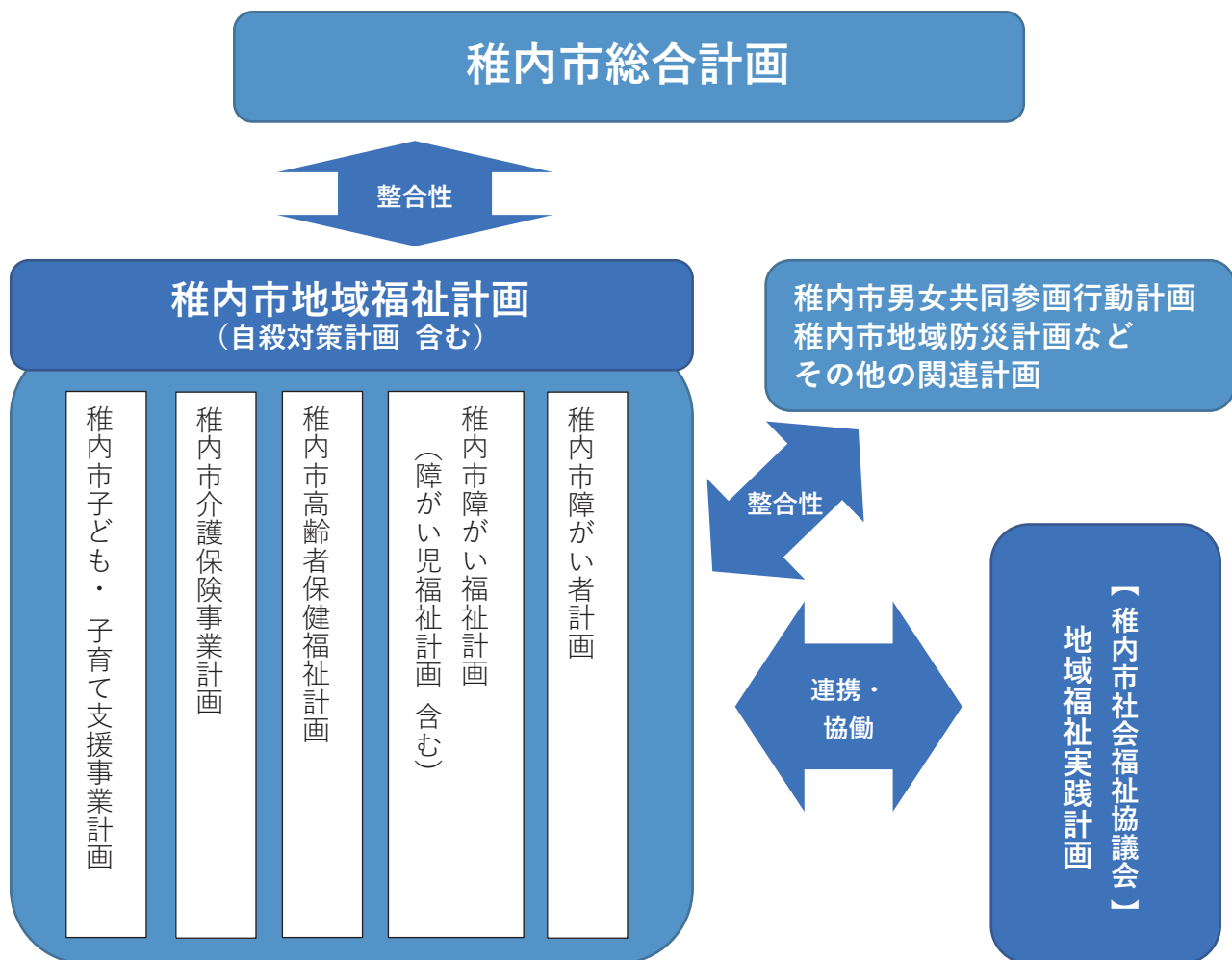
こうした背景から、このたび本市では、2011（平成 23）年度に策定した「稚内市地域福祉計画」の計画期間における取組の検証結果も踏まえた上で、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けることができるよう、生きることの包括的な支援として自殺対策を推進するための「自殺対策計画」も包含する形で、今後の地域福祉を総合的に推進するための『第2次稚内市地域福祉計画』を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画です。また、稚内市総合計画を最上位計画とする稚内市の計画体系の中で、福祉に関する上位計画に位置付けられ、本市の地域福祉の推進において、中核的な役割を示すものです。（本計画には、自殺対策基本法第 13 条の規定に基づき策定する「市町村自殺対策計画」としての内容を含みます。）

地域福祉を推進するために、市民、地域、福祉関係者、社会福祉協議会、市の役割を示すとともに、社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と連携します。また、「稚内市男女共同参画行動計画」や「稚内市地域防災計画」など、関連する計画と整合性を図ります。

< 計画の位置付け >



3. 計画の期間

本計画の期間は、2019（平成 31）年度からの 5 年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

< 関連する計画と地域福祉計画 >

計画名	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)
総合計画	第 4 次							第 5 次（2028(平成40)年度まで）				
地域福祉計画 (第 2 次から自殺対策計画含む)								第 2 次（今回策定）				
障がい者計画			→					→		→		
障がい福祉計画 (第 5 期から障がい児福祉計画含む)	第 3 期		第 4 期		第 5 期		第 6 期					
高齢者保健福祉計画	→		→			→			→			
介護保険事業計画	第 5 期		第 6 期		第 7 期			第 8 期				
子ども・子育て支援事業計画				→				2024(平成36)年度まで				

計画名	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2013 (H27)	2014 (H28)	2013 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)
地域福祉実践計画 (稚内市社会福祉協議会)	→			→				→		2025(平成37)年度まで		

4. 計画の策定体制

(1) 稚内市地域福祉計画庁内策定委員会

庁内の関係課長を委員とする「稚内市地域福祉計画庁内策定委員会」を設置、各委員が推薦する職員で構成する幹事会での議論を中心に、稚内市地域福祉計画素案の策定を行いました。

(2) 稚内市保健医療福祉審議会

本市における保健医療及び社会福祉に関する重要事項の調査及び審議を役割とする「稚内市保健医療福祉審議会」に対し、本計画の内容について諮問して、答申をいただきました。

(3) アンケート調査の実施

本市の地域福祉における課題を把握するため、市民 2,000 人と民生委員・児童委員を対象としたアンケート調査を実施しました。

(4) 地域福祉ワークショップの実施

地域住民の皆様から地域福祉における課題や意見（アイディア）を出していただき、本計画の策定に生かすため、市内の 6 地区でワークショップを開催しました。

(5) 関係者へのグループインタビュー等

地域福祉の推進に関わりのある関係者を対象に、各々の立場から、現状と今後の地域福祉を考えるにあたっての課題等について意見をいただきました。

(6) こころの健康に関するヒアリング調査

こころの健康に関する問題点や対策を検討する資料とするため関係機関を対象に、ヒアリング調査を実施しました。

(7) 地域福祉フォーラム

福祉を福祉だけにとどめない、福祉を地域の活力に変える「これからの福祉」が持つ可能性について考えるとともに、これから目指すべき地域共生社会の実現に向け、誰もが参加できる地域福祉を、市民と地域、行政と一緒に進めていくためのきっかけとすることを目的として開催しました。

(8) パブリックコメントの実施

稚内市地域福祉計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を行いました。

意見募集の期間：2019（平成 31）年 1 月 8 日 ～ 同年 2 月 8 日